

## よくあるお問い合わせ

①始めるにあたって			
①-1	民泊を始める場合どのような手続きが必要ですか。	始めようとする民泊が『住宅宿泊事業法』か『旅館業法』かで、手続きが違います。まず、ホームページのフローチャートで確認しましょう。	<a href="#">フローチャートはこちら</a>
①-2	民泊を始める場合、必要な消防設備はありますか。	建物の状況（一戸建て住宅・マンション、現在設置の消防用設備等）などにより、建物ごとに必要な消防設備が異なります。 ●必要となることが多い消防設備の例：消火器・自動火災報知設備・誘導灯 等 「民泊を始めるにあたって」（総務省消防庁）を参考にしてください。	<a href="#">「民泊を始めるにあたって」（総務省消防庁）はこちら</a>
①-3	民泊を始める前に、消防署へ必要な届出はありますか。	①着工届（工事整備対象設備等着工届出書） 自動火災報知設備などの消防用設備等を消防法令に基づき設置する際、消防設備士の資格を持った者が行う必要がある場合があります。この場合、消防設備士は、工事を行う10日前までに管轄の消防署長へ届出する必要があります。 ②設置届（消防用設備等設置届出書） 消火器などの消防用設備等の設置が終わったら、設置工事が完了した日から4日以内に管轄の消防署長へ届出する必要があります。 ③防火対象物使用開始届出書 使用開始の日の7日前までに管轄の消防署長へ届出する必要があります。	

②消防用設備等関係			
②-1	自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備等の設置はどこに頼めばよいですか。	多くの場合、消防設備業者に設置を依頼することになります。 宿泊施設に自動火災報知設備や誘導灯などを設置する際、消防設備士や電気工事士といった資格を持った人しか工事ができない場合があるので消防設備業者に工事を依頼してください。見積もりは複数の消防設備業者からとることをお勧めします。 消火器や住宅用火災警報器は防災設備取扱店、ホームセンター、家電量販店などで購入し、住宅宿泊事業者が設置することができます。 ただし、設備の設置位置などは消防法令で定められているので、努めて消防設備業者に依頼するようにしてください。	
②-2	自動火災報知設備などについて、メンテナンスのルールなどありますか。	消火器や自動火災報知設備などを消防法令に基づき設置している場合は、点検基準に基づき定期（半年ごと）に点検し、その結果を管轄の消防署長へ報告しなければなりません。	

③防火管理者関係			
③-1	一戸建て住宅を届出住宅として使用する場合、防火管理者の選任は必要か？	家主が同居、かつ、宿泊室が50㎡以下である場合は、一般住宅と判定されるため、防火管理者の選任の必要はありません。 前述以外の場合は宿泊施設（(5)項イ）と判定され、建物の収容人員が30人以上で防火管理者の選任が必要となります。	
③-2	今まで防火管理者の選任がなかった共同住宅で、一部の住戸を宿泊施設（(5)項イ）として使用する場合、防火管理者の選任が必要になるか？	建物全体の消防法上の用途が特定用途複合用途防火対象物（(16)項イ）と判定された場合は、建物全体の収容人員が30人以上で防火管理者の選任が必要となります。	
③-3	共同住宅の一部で住宅宿泊事業をはじめることにより防火管理者の選任が必要となった場合、建物で1人選任すれば足りるか？	管理権原者ごと（例えば共同住宅部分と宿泊施設部分でそれぞれ）に防火管理者の選任が必要です。	

④その他			
④-1	民泊を行う上で、使用する物品や掲示物などについて、気を付けることはありますか。	①カーテン、じゅうたん等は防災物品を使用する必要があります。 ②宿泊室の見やすい場所に避難経路図を掲出する必要があります。 ③就寝場所に携行用電灯を常備する必要があります。	